

第6期札幌市子どもの権利委員会 第3回委員会

会 議 録

日 時：2022年3月28日（月）午後6時開会
場 所：オンライン開催（Zoom使用）

1. 開 会

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、令和3年度第3回札幌市子どもの権利委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中をご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当しております子ども未来局子どもの権利推進課長の藤田と申します。

本日、現段階の参加委員数は13名となっており、後ほど遅れてお二人が参加いたします。

遅れていらっしゃるのは、L委員とM委員でございます。

本日は、過半数を上回っておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、この後、ご都合により途中退席される方がいらっしゃいましたら、チャットやご発言によりお知らせをお願いいたします。

初めに、野島子ども育成部長からご挨拶を申し上げます。

○野島子ども育成部長 皆さん、おばんでございます。

子ども育成部長の野島でございます。

皆様におかれましては、日頃より、様々な場面で札幌市の子ども施策に対しまして、多大なご尽力いただいておりますことを厚く御礼申し上げたいと思います。

この第6期子どもの権利委員会は、昨年2月から活動を行っており、今日は3回目の開催となります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、これまでの2回は書面で会議開催、今回はオンライン開催とさせていただいたところで、皆様への挨拶が遅れましたことを深くおわび申し上げます。

第6期の皆様には、任期中、今日の議題でもございますが、子どもの貧困対策計画の改定に関するご審議をお願いしたいと思います。

我々といたしましては、皆様の専門的、かつ、他方面のお立場からのご意見が欠かせないと認識しているところでございます。

私ごとではありますけれども、この子どもの権利委員会の第1期委員会を平成21年に初めて立ち上げたときに、私が子どもの権利推進課長でございました。普通は委員の中には大人の方しかいらっしゃいませんけれども、この子どもの権利委員会は、最初から18歳未満の方にもご参加いただいていた、ある意味では、ほかの審議会にはない特徴で、これまで運営されてきました。しかも、今に至るまで、そういう方式を継続して実施されているということで、私もしばらく子どもに関する施策から離れていましたけれども、久々に戻ってきて、それが続いていることに大変うれしく思っているところでございます。

今回も子どもの権利委員会の中では、あらゆる場面で子どもの意見に大切にしよう努めているところでありますので、高校生委員の皆様にも子どもの目線から見た率直なご意見を期待しているところでございます。

皆様には、何とぞ忌憚のないご意見をいただきますとともに、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

今後とも、よろしくお願いいたします。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 続きまして、事務局の職員について紹介させていただきます。

子ども未来局からは、今、ご挨拶申し上げました野島子ども育成部長です。

次に、木村子どものくらし支援担当課長です。

そして、子どもの権利推進課長、私、藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、出席の職員の紹介は、以上でございます。

続きまして、本日の資料ですが、事前にお送りした資料は、資料ナンバーのない札幌市子どもの貧困計画の概要、資料1、資料2、資料3の調査結果資料の全4種類となっております。

ご質問やご意見等がある際は、挙手をいただければ、ご指名させていただきますので、その際はミュートを外してご発言をお願い申し上げます。

それでは、ここからは、加藤委員長に議事の進行をお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○加藤委員長 皆さん、こんばんは。

委員長を仰せつかりました加藤と申します。

オンライン会議ですけれども、初対面の方も多いかと思いますので、最初に、簡単に自己紹介をしていただければと思います。

私は、加藤と申しまして、ふだんは、法学部で国際法を勉強しております。

多分、18歳未満の人と現場で接する機会がこの中で一番少ないかとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、小澤副委員長から自己紹介をお願いしたいと思います。その後は、五十音順をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、小澤副委員長、一言、自己紹介のほどをよろしくお願いいたします。

○小澤副委員長 中学校長会の代表として来ています小澤保範と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長を仰せつかっておりますが、いろいろな立場の皆様方のご意見、考えを聞きながら勉強していくつもりでここに参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 次に、五十音順ですとL委員ですけれども、まだお越しになっていないので、A委員、お願いできますか。

○A委員 Aです。これからよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 続きまして、G委員、よろしくお願いいたします。

○G委員 これまで、豊平区で子ども会の活動や、子どもの権利についてのイベントにも参加させてもらったりしていました。

このたび、高校を卒業して、今、18歳です。

発言するのがあまり得意ではないのですが、自分の率直な意見を言えるように頑張っていきます。よろしくお願いします。

○加藤委員長 どうぞ、遠慮なくご発言いただければと思います。

続きまして、K委員、よろしくお願いします。

○K委員 皆さん、こんばんは。

児童養護施設柏葉荘施設長のKでございます。

子どもの貧困等を経験した子どもたちを預かっている施設の施設長をしております。皆様の意見を取り入れながら、また、施設で子どもたちがよい生活ができるようにと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 続きまして、D委員、お願いします。

○D委員 皆さん、こんばんは。

初めてお会いする方が非常に多いのではないかと思います。札幌市には民生委員児童委員が2,839人ぐらいいるのですけれども、その中で、主に児童委員を担っている主任児童委員が全市に190人ぐらいます。私は、その連絡会の幹事という立場で、今回、こちらに参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 続きまして、C委員、よろしくお願いします。

○C委員 こんばんは。

Cでございます。

私は、北海学園大学法学部の教員をいたしております。憲法を勉強しております、大学でも憲法の授業を担当させていただいております。

今期、第6期から初めてこちらの委員会に加わらせていただくことになりましたので、不案内なことも多くございますけれども、勉強してまいりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 続きまして、F委員、自己紹介をお願いします。

○F委員 皆様、こんばんは。

小学校長会を代表する形で参加させていただいております桑園小学校校長のFと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 次に、I委員、お願いします。

○I委員 札幌弁護士会の子どもの権利委員会の副委員長をしておりますIと申します。

札幌弁護士会の子どもの権利委員会では、子どもの権利110番という子どもに関する電話相談を受けていたり、その他、子どもの権利を取り巻く様々な問題について議論したり対応しております。

私は、個人的には、北海道のいじめ問題審議会の委員もしております、いじめ調査に

携わったりもしております。よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 続きまして、H委員、お願いします。

○H委員 公募委員のHでございます。よろしくお願いいたします。

今、小学生の子どもの子育てをしております、今、当事者が一番近くにいる保護者の立場としての話と、また、子どもの支援活動もしているので、実際に、子どもと保護者からの意見双方を合わせて、多角度からいろいろなお話ができるのをすごく楽しみにしております。

皆さん、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 続きまして、J委員、お願いします。

○J委員 こんにちは。

北翔大学の教育学部教育文化学部で養護教諭の養成をしております。

この委員になったときは、私も子どもの権利については分からないことが多かったのですが、教育と子どもの権利は非常に近いので、自分の授業にも生かせるように勉強させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 次に、B委員、よろしくお願いいたします。

○B委員 札幌市PTA協議会副会長をやっていますBと言います。

今回、保護者に立場から勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 続きまして、M委員は、まだいらっしゃっていないので、E委員、簡単にお願います。

○E委員 16歳で、今年の春、高校2年生になるEです。

経験していることが皆さんよりもすごく少ないと思うのですが、これから精いっぱい頑張るので、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 どうぞご遠慮なく、どんどん発言していただければと思います。

L委員がいらっしゃったようですので、自己紹介をお願いしますか。

○L委員 参加が遅れて、申し訳ございませんでした。

公募委員で選んでいただきましたLと言います。

精神保健福祉コンサルタントというさんくさい肩書で仕事をしているのですが、今日の議事に関わる部分で言うと、生活困窮者自立支援という公的事業の五つぐらいの地域のアドバイザーをしたり、高校や特別支援学校の生徒の支援のアドバイザーなど、いろいろな仕事をやらせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 ありがとうございます。

お一人は後から参加されるかもしれませんが、ご出席の方に自己紹介をしていただきました。

それでは、早速、本日の議題に移りたいと思います。

本日の議題は、ご案内のとおり、「札幌市子どもの貧困対策計画」の改定と子どもの生活実態調査結果中間報告についてとなっております。

では、我々の議論に先立って、まず、事務局からご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長）　子どものくらし支援担当課長の木村と申します。

私から資料に沿って説明させていただきます。

子どもの貧困については、国の調査で、子どもの7人に1人が貧困状態にあると言われており、報道等でも取り上げられ、取り組むべき社会問題と認識されています。

本日の議題ですが、札幌市の計画の改定と子どもの生活実態調査の中間報告となりますが、国では平成26年に法律が定められまして、札幌市でも平成30年に子どもの貧困対策計画を策定して取組を進めています。

現在の計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間であることから、このたび、計画の改定を行う予定です。

令和3年度は、計画改定のための基礎データを得るために、子どもの生活実態調査を行いました。本日の会議では、これらの事柄について説明させていただきたいと思っております。

資料の説明に先立ち、子どもの貧困の考え方について、少しお話しさせていただきたいと思っております。

子どもの貧困については、絶対的貧困と相対的貧困という大きく二つの考え方があります。絶対的貧困という考え方は、衣食住を欠くような必要最低限の生活を営むことができない状態を言います。それに対して、相対的貧困という考え方は、個々の社会状況によりますが、その社会の中で相対的に低い生活水準にあることを言い、物質的な乏しさをはじめ、生活、学習、進学、就労の問題にも及びます。今、議論されているのは、こちらの相対的貧困が問題とされています。

相対的貧困である子どもが置かれている状態としては多様なものがありますが、例えば、家計に余裕がなくて病院にかかれない、栄養のバランスが取れた食事が給食しかない、お金の問題で部活や進学に影響が出ているなどの困難があります。

まず、現在の札幌市子どもの貧困対策計画について、平成30年の策定時に作成した概要版という資料を用いてご説明したいと思います。

それでは、概要版の1ページ、第1章、計画の策定についてです。

平成30年に現在の計画を策定した背景として、国の動きとして、全国の子どもの貧困率が平成27年は13.9%となっており、7人に1人の子どもが貧困の状態ということが分かりました。

子どもの貧困率というのは、国の調査で分かった世帯所得を基に計算をして、真ん中、中央値の2分の1に満たない所得の子どもの割合を言います。これは、直近の平成30年

の調査でも13.5%ということで、3年たった後もほぼ横ばいの状態になっています。

そして、平成26年に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、具体的な方針や施策を示す大綱が決定されました。

2ページに参りまして、本市の計画についてですが、計画策定の趣旨は、こちらに記載してあるとおり、取組を体系的に整理し、対策を計画的に進めることで、困難を抱えている子ども・世帯をより効果的な支援につなげることとしています。

計画期間は、平成30年度から34年度まで、つまり、令和4年度までの5年間となっています。

第2章、本市の子どもの貧困等の状況ですが、平成28年から29年にかけて実施したアンケート調査や支援者へのヒアリングで分かった状況について、3ページに整理して記載しております。

課題1、相談・支援ですが、困難を抱えている世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みや相談する人がおらず、相談窓口を知らないなど社会的孤立の傾向にあり、周囲から困難に気づくことが難しいことを挙げています。

課題2、子どもの育ちと学びですが、乳幼児期では、子育ての不安を一人で抱え込む世帯の増加、学びについては、困難を抱えている世帯では学習環境が十分に整わず、理解度も低い傾向が見られ、子どもの居場所・体験という点では、家庭や学校に居場所がないと感じる子ども、孤食の状況、モデルとなる大人との関わる機会が大切であるとの指摘がございました。

課題3、若者の社会的自立ですが、困難を抱えている世帯では、大学進学希望が低い傾向、経済的な要因により進学を諦めている事例などを挙げています。

課題4、生活基盤の確保ですが、世帯の経済状況が子どもにも影響、仕事をしているにもかかわらず収入が低い、特に母子世帯でその傾向が強いことを挙げています。

課題5、特に配慮を要する世帯への支援ですが、児童養護施設等入所児童への退所後の支援、ひとり親世帯で様々な困難を抱えやすい傾向がある、生活保護世帯等での制約について記載しています。

4ページをご覧ください。

第3章、本市の子どもの貧困対策ですが、ここでは、この計画の基本的な事項が書かれています。

1の基本理念ですが、子どもの権利に冒頭で触れて、その後に、下の2行になりますけれども、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指すとしています。

2番目、「子どもの貧困」のとらえ方ですが、主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態と広く捉えています。

3、計画の対象ですが、「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族として
います。

5ページ、第4章、施策の展開では、先ほど説明しました課題整理に基づいて、5年の
計画期間で行う事業・取組について、五つの基本施策に分けて記載しています。

ここでは、計画の大きな柱立てについて確認をしていきたいと思えます。

まず、基本施策1、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる
取組の推進は、計画上、特に推進すべき施策と位置づけています。

主な事業・取組として、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し支援に結びつける体
制の強化として、児童会館など子どもの居場所を巡回する子どもコーディネーターを配置
しています。そのほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用など
の取組を実施しています。

基本施策2、子どもの育ちと学びを支える取組の推進では、子ども医療費助成などの取
組を実施しております。

6ページに参りまして、中ほど、施策2-3になりますけれども、子どもの居場所づく
りということで、地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組として、子ども
食堂への補助制度を開始しています。

基本施策3、困難を抱える若者を支える取組の推進としては、若者の社会自立促進事業
として学習支援などの取組を実施しています。

7ページ、基本施策4、保護者の就労や生活基盤の確保としては、保護者の自立・就労
に向けた支援、下になりますが、児童手当、児童扶養手当の給付などを実施しています。

基本施策5、特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進については、社会的養
護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活困窮者世帯に関する施策を掲げております。

ここに記載しているのは計画策定時に想定した取組になりますが、このほかにも、児童
虐待への対応強化、保育料の無償化、子育て世帯の臨時給付金など、その後の状況変化に
応じて実施している取組もございます。

8ページですが、第5章、計画の推進については、この計画の10の指標を記載して
います。最終的な値の集計は来年度になりますが、昨年行った計画の中間報告では、指標
はおおむね改善傾向にあります。一番下の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進
学率については、やや低下傾向が見られます。

3番目、計画を推進するための実施体制としては、子どもの有識者等による会議におい
て、取組の効果等を検証するとしていますが、具体的には、札幌市の審議会である子ども・
子育て会議の中の児童福祉部会という会議で、毎年の実施状況の点検評価を行っている
ところです。

以上が現在の計画の概要になります。

このたびの計画改定に当たりましては、今、ご説明しました児童福祉部会で、年3回か
ら4回の審議を行うこととしております。

令和3年度は、これから中間報告をさせていただく子どもの生活実態調査を実施しましたが、この児童福祉部会で調査の実施方法や中間報告について、ご審議いただいたところです。

また、子どもの権利委員会では、今後につきましても、子どもの権利の視点から、年数回ご審議をいただく予定で考えております。

それでは、本年度行いました調査結果の中間報告について、資料1から資料3によってご説明いたします。

まず、資料1の実態調査の概要をご覧ください。

調査は、①市民アンケート、②支援者ヒアリング、③座談会の三つの方法により実施するものです。

1の市民アンケートについてですが、調査対象は、(2)に記載の2歳、5歳、小学2年生、小学5年生、中学2年生、高校2年生の6年齢を対象として、(4)のとおり、令和3年10月から11月にかけて実施いたしました。

2ページ目、(6)回収状況をご覧くださいと思います。

保護者約1万人と子ども約4,500人に調査票を配付いたしました。

回収率は、表の右下になりますけれども、合計で75.1%の回答を得ております。

次に、支援者ヒアリングですが、資料記載のとおり、令和3年7月から11月に実施いたしました。

対象の施設としましては、4ページに記載しておりますが、官民の関係施設・団体28か所に実施しました。

5ページめ、座談会についてですけれども、(4)に記載しておりますが、当初、1月から2月に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりずれ込み、4以降に実施する予定となっております。

次に、資料2をご覧ください。

市民アンケート中間報告概要です。

市民アンケートは、調査項目が多岐にわたり、結果の分析に時間を要することから、今回は中間報告ということで、主立った項目についてまとめております。

まず、1ページ、調査回答世帯の所得階層の分布についてです。

資料右側の所得階層区分についてという囲みをご覧くださいなのですが、表のとおり、今回の調査では、低所得層Ⅰから上位所得層まで五つの所得階層区分に分類をしています。

算出方法の詳しい説明は割愛させていただきますが、今回の調査による所得階層の分布は、左側の円グラフのとおりになっています。最も所得の低い低所得層Ⅰは11.6%、中間所得層Ⅱというカテゴリーが26.2%と最も多くなっています。

2ページ、世帯類型についてですが、世帯をひとり親世帯、ふたり親世帯等に分けて集計しました。

ひとり親世帯は11.1%、ふたり親世帯は87.5%でした。

また、右側の帯グラフのとおり、ひとり親世帯の49.1%が低所得層Iであり、ふたり親世帯に比べて所得がより低いほうに分布していることが分かります。

3ページ、家計の状況についての質問では、世帯全体で赤字の回答割合が15.5%でしたが、ひとり親世帯や所得が低いほど赤字傾向となっています。

4ページ、「経済的な理由により、電気、ガス、水道のいずれかの料金の支払いができなかった経験」がある世帯は全体で4%、ひとり親世帯で割合が高くなっています。

5ページ、「子どもに必要な病院受診をさせなかった経験」は、全体で16.4%、これもひとり親世帯や低所得層で割合が高くなる傾向にあります。

6ページ、子どもに聞いた「進学に対する希望」ですが、世帯全体では約5割が「大学またはそれ以上」と回答し、「高校まで」は8.8%です。ひとり親世帯で「大学またはそれ以上」が相対的に低く、所得階層が高くなるほど、「大学またそれ以上」の希望が高くなっています。

7ページは、保護者に聞いた「進学に対する希望」ですが、子どもの進学希望とほぼ同じ傾向が見られますが、子どもよりも若干「四年制大学またはそれ以上」の割合が高くなっています。

8ページ、「教育を受けさせるためのお金の準備」ですが、世帯全体で最も多い回答が「貯金や学資保険などで準備を始めている」の58.3%でした。ひとり親世帯や所得階層が低くなるほど、「時期になったら奨学金を利用する予定である」「まったく目処はついていない」という回答が多くなっています。

9ページ、「子ども・子育てについての悩みを相談する相手について」ですが、回答者のほとんどに何らかの相談相手がいて、「相談する人はいない」と回答した割合は2.5%です。ひとり親世帯や低所得層では、「相談する人はいない」という回答が増え、社会的に孤立する可能性が高くなると考えられます。

10ページ、子ども食堂の利用状況に関する質問です。

世帯全体では、「利用する必要がなかった」が約8割を占めましたが、ひとり親世帯、低所得層はそれより低く、潜在的なニーズがうかがえます。

利用していない理由については、特に、ひとり親世帯や低所得層で、「制度やサービスについてまったく知らなかった」「利用の仕方がわからなかった」「制度やサービスがなかった」の回答割合が高く、支援につながりにくい傾向がうかがわれます。

11ページは、無料の学習支援についてですが、子ども食堂と同じような傾向が見られたところです。

12ページ、子どもに聞いた「平日の放課後一緒に過ごす相手」ですが、1人であることがあると回答した割合は42.9%ですが、ひとり親世帯の子どもの回答割合が多くなっています。一方で、所得による違いは見られませんでした。

13ページ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響：家計への影響について」ですが、複数回答をいただいています。

「世帯収入が減った」「世帯の支出が増えた」「世帯の貯蓄が減った」の影響があったと答えた方がそれぞれ約1割から2割見られました。「あてはまるものはない」の割合がひとり親や低所得層で小さくなり、これらの世帯で家計への負の影響が大きいことがうかがえます。

14ページ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響：子どもへの影響について」ですが、こちらも複数回答で、学習、生活リズム、精神面などの複数回答で、影響の出る項目や世帯、所得の違いにより、やや異なるパターンを示して、ばらつきが見られます。

最後に、15ページ、現在の貧困対策計画の成果指標について、3点まとめてあります。

今回の調査結果で平成28年度との比較を行ったところ、いずれも改善が見られたところです。

市民アンケートの中間報告概要は、以上になります。

続いて、資料3の支援者ヒアリングの意見まとめについてご説明いたします。

1ページと2ページ目に意見の概要を記載し、3ページ以降はより詳しくなっています。ここでは、1ページと2ページに沿って説明をいたします。

①支援対象となる家庭の保護者の状況や課題等として、ひし形の大項目のとおり、保護者自身の精神疾患、知的障がい、発達障がい等を抱えている、保護者自身が何らかの問題や困難を抱えている、子どもへの接し方、子育ての仕方が分からない、孤立、相談する相手がいないといった状況が聞かれたところです。

②支援対象となる家庭の子どもの状況や課題等としては、子ども自身の発達の遅れ、疾患、学習関係等に問題がある、基本的な生活習慣が身についていないなどの生活上の問題がある、情緒の不安定さや愛着の問題、自己肯定感の低さ、未来への夢や希望の持ちにくさといったお話が聞かれたところです。

③世帯が抱える課題等としまして、中ほどにあります。保護者の生育環境に問題があり、問題解決ができず貧困が連鎖している、金銭管理ができない、子どもの進学タイミングで金銭に困るといった状況が聞かれたところです。

2ページ目に行きまして、④支援に当たっての課題等になりますが、2行目の顕在化していないが、問題を抱える世帯をつなげる先がない、その下の相談支援機関に対するイメージとして、相談することへの心理的ハードルが高い人をキャッチできていない、連携体制の強化では、市民団体やNPOと行政のつながりが薄い、居場所の確保ということで、学習支援や子ども食堂の不足という意見が聞かれたところです。

⑤今後必要となる支援では、相談に行くことができない人へのアウトリーチ支援を充実させるべき、中ほどになります。子どもの居場所の広がり、下から3番目になります。窓口への同行などの寄り添い型の支援などの意見が聞かれました。

⑥新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、ストレスなど、4点ほど記載しています。

実態調査の中間報告は、以上になります。

市民アンケートの結果は、さらに分析や傾向の把握を行いまして課題を整理して、次の子どもの貧困対策計画づくりの作業を進めてまいりたいと考えております。

本日の説明としましては、以上でございます。

○加藤委員長 ご説明をどうもありがとうございました。

では、以上のご説明を踏まえて、本日の議題について、ご質問、意見交換をしたいと思います。ご自由にお出しいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

D委員、どうぞ。

○D委員 私から幾つかご質問させていただきたいと思います。

まず、一つは、資料1の2ページ目で、今回、郵送調査とウェブ調査、いわゆるインターネット調査を行ったのですが、これは合体した数値になっているのですが、別々だとどのぐらいの割合になるのかを分かっているのであれば教えていただきたいということが第1点目でございます。

それから、二つ目は、同じ資料1の4ページ目に、調査対象団体のリストが28団体載っているわけでありまして、これはどういうふうにして選出されたのか、どういうプロセスを経てこの28団体を選ばれたのかということがここには書かれていないわけです。これは3ページにも書かれていないので、この28団体をどのように選出し、決定したのかをお聞きしたいです。

それから、最後に、非常に厳しいひとり親世帯等の子どもの貧困の実態が中間報告の中で出されてきて、これに基づいて、今度、計画をつくっていかねばならないわけですが、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023が出てくると想定しているのかどうか、もし分かっているのであれば教えていただきたいという、以上の点についてご質問させていただきます。よろしくお願いします。

○加藤委員長 3点ほど、ご質問に当たるご発言かと思っておりますので、事務局からできる範囲でご回答いただければと思います。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） まず、1点目の郵送とウェブの割合ですが、すぐに数字が出てこないのも、もしこの会議中に分かるようであれば、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

2番目のヒアリング先28か所の考え方としましては、前回、平成28年にも同じような調査を行ってしまして、基本的に、その割り振りを踏襲する形ですが、半分ぐらいは対象を変えて行っています。それで、困難を抱えているお子さんと日常的に関わる施設と、そうではなくて、一般的な支援を行っている割合が半分ぐらいずつになるように選定しているところです。

それと、3番目のご質問はアクションプランとの関係だと思っておりますが、今、札幌市で札幌市まちづくり戦略ビジョンの策定作業を行っておりまして、その中でまちづくりの大きな方向性が示されて、そういった関わりの中で、子どもの貧困対策計画も考えて検討していくような流れになろうかと思っております。

○加藤委員長 D委員、今の事務局からのご回答でよろしいですか。

○D委員 はい。

○加藤委員長 今のD委員からのご質問の2点目ですが、調査対象28団体をそれぞれ①②の2種類に区分してあって、その調査項目が2種類の機関で違うのですね。読むほうとしては、①をひっくるめて、後半で②をまとめると分かりやすいかと思うのですが、1番から28番の順番には意味があるのですか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 並びとしては、カテゴリー順といいますか、なるべく関係のあるものがばらつかないように並べております。

○加藤委員長 1番から28番まで、カテゴリー的には意味があるのですか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） そうですね。あまりばらばらにならないように、ある程度まとめております。

○加藤委員長 分かりました。

今のご質問を踏まえてでも結構ですし、ご自由にどうぞ。

L委員、よろしくお願ひします。

○L委員 今の質問に関連しているのですけれども、札幌だと、生活困窮者自立支援事業をステップに委託していると思うのですが、まさに調査対象になった20個の関係機関の中のうち、①のど真ん中に来る事業かなと考えるところです。ここが調査対象の中に入っていないのは、委託元になっている保護自立支援課から吸い上げることができているからでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） ある程度、絞り込みが必要になってきますので、その中で、生活困窮者というところでは、保護自立支援課、そして、学習支援の事業であるまなべの委託先、さらには、現場である区の保護課でお話を聞いています。

○加藤委員長 L委員、いかがですか。

○L委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 まだ時間がありますので、ご自由にどうぞ。

特に、高校生の皆さん、ご自分の経験や見聞きされたことからの思いつきでも結構かと思しますので、どうぞ遠慮なくご発言いただきたいと思ひます。

事務局、お願ひします。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 先ほどご質問のありました郵送調査とウェブ調査の割合が分かりましたので、ご報告いたします。

資料の中の数字としましては55.9%となっていますけれども、このうち、郵送が44.1%、ウェブは11.8%で、割合としては郵送のほうが高いです。

○加藤委員長 D委員、よろしいでしょうか。

○D委員 意外とウェブが低いということが分かりました。

○加藤委員長 皆さん、どうぞご自由に発言いただきたいと思ひます。

I委員、よろしくお願ひいたします。

○I委員 3点ございます。

まず、1点目は、概要版の5ページに、「スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用【拡充】」とあるのですが、スクールソーシャルワーカーは、一般的にあまりなじみがないというか、そんなにすごく活用があると聞いたことがないので、具体的な活用事例や想定されている事例、年間の活用件数やスクールソーシャルワーカーの配置人数、時間等について、具体的に分かれば教えてください。

また、スクールカウンセラーの拡充については、具体的にどの程度なのか、教えてください。

これが1点目です。

2点目は、同じ5ページ目の保育施設等の整備促進ですけれども、今、施設はすごく増えていると思うのですが、やはり人件費が上がらないと保育士や幼稚園の先生が定着しにくいと思うのです。これは、国の補助金の関係もあって市独自にとというのは難しいかもしれないのですが、今後、人件費については何かお考えがあるのか、お聞きしたいです。

3点目は、学習支援ですけれども、具体的にもう少し説明をお願いできればと思います。というのも、不登校の事例を調査した道教委の資料に、中学生の不登校の1割近くが学業不振が原因という調査結果があります。札幌市がそれと同じような傾向か分からないのですけれども、私は、それを聞いて結構な割合だなと思いましたので、札幌市では、学習支援についてどういうことをされているのか、もう少し具体的に説明していただければと思いました。

以上、3点です。

○加藤委員長 三つの点についてご質問がございました。

事務局からご回答をお願いしたいと思います。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 細かいご質問をいただいたのですけれども、手元に数字がないものもございまして、分かる範囲内でのお答えになります。

まず、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーですけれども、スクールソーシャルワーカーについては、平成29年度に11名だったものが、令和2年度に19名と増えております。スーパーバイザーの方もいらっしゃいますし、教職員経験者で学校を巡回するソーシャルワーカーもいらっしゃいまして、19名という体制になっております。

具体的な事例については、この場では資料はございません。

それから、スクールカウンセラーの拡充ですけれども、年間配置時間数が54時間だったものが69時間と増えているところです。

それと、保育施設に関する人件費の動きについても、この場でお答えできるような資料がございません。

学習支援については、生活困窮者自立支援法に基づいて札幌市が実施している札幌まなびのサポート事業とあって、市内40か所で生活保護世帯、就学援助世帯を対象にして実施している事業もございまして、学習支援を行っている民間団体もございまして。

また、札幌市の事業になりますけれども、ひとり親世帯を対象とした学習支援、それから、児童養護施設の方を対象にした支援メニューもございます。

この場でお答えし切れなかったものについては、後日、お知らせするような形を取りたいと思います。

○加藤委員長 I 委員、今の事務局からのご回答に対してはいかがでしょうか。

○I 委員 最後に、ひとり親世帯の学習支援というお話がありましたけれども、資料3の2ページ目の④の居場所の確保で、「小学生向けの学習支援が、ひとり親世帯を対象にしたものしかない」とありますが、逆に言うと、今、ひとり親世帯でなければ、小学生向けの学習支援がないということですか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 支援メニューが対象によってばらつきがあると思いますので、その辺をどういうふうにアプローチしていくかが今後の課題になってくるかなと考えています。

○I 委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかに、遠慮なくご発言いただきたいと思います。

H 委員、よろしく願いいたします。

○H 委員 先ほどの札幌市子どもの貧困対策計画の概要版の6ページの子どもの学びの支援の質問と意見と要望です。

小学生の子どもを持つ親としては、学びの支援ありきなのかなと思うところがありまして、お話しさせていただきたいのですけれども、学校内で学ぶ権利というものがある、公立小学校では様々な子が平等に学ばれていると思うのです。私は、やはり、そこで分らない子が出てしまうところに危機感というか、改善点があると思っております。学校内で取りこぼさないような対応をどうにかできないのか、札幌市でそういった部分を話し合ったり対応をされることがないのかを一つお聞きしたいと思います。

片親など、生活に余裕がないと、ほかの情報を探すことができないという声も聞こえておりますし、家庭学習ありきの学校の授業というのは、コロナ禍での宿題の多さや、なかなか家庭で勉強が見られない、親が時間を確保できないという意見も出ております。小学校、中学校、高校と、できれば、みんなで学べる学校内で学び切るところを目指してはいけないのかなという意見と要望でした。

○加藤委員長 今のH委員からのご質問を含めたご意見に対して、教育関係の委員もいろいろなお考えがあるかと思えます。

今のご発言に対して、ほかの委員からご意見等がございましたら率直にお出しいただければと思います。

F 委員、よろしく願いいたします。

○F 委員 ただいまの子どもたちの学びが学校でできるだけ完結するというか、学校の中で保障されるようにするというお考えについては、基本的には、全くそのとおりであろうと思っています。

具体的には、例えば、学習上、個別に配慮や支援が必要な子どもに対して、教育委員会などからもサポーターやボランティアといった外部人材を活用する方法が、いわゆる正規の教職員だけではなくて、様々な形で子どもたちの学び、あるいは、学校生活を支えるような仕組みというのが拡充されてきています。それで十分だというふうには言えないとは思いますが、基本的には学校はここまで、あとは家庭でねということではなく、できるだけ学校でということは、まさに、本当にそのとおりであろうと思います。

ただ、一方で、今、コロナ禍で急激に子どもたちはタブレット、Chromebookを1人1台あてがわれて、今回、学級閉鎖あるいは出席停止の状態です。家庭で対応することが頻発したのです。そのときには、家庭からリモートで授業、学習や学校生活の連絡を行うというのは、特に小学校低学年であれば、家庭のサポートというか、協力が不可欠な状況にあって、物の補償はWi-Fiルーターを買って出したり、タブレット1人1台あてがったり、様々行われているし、それについてのセーフティネットもみんなができるようにはかけてはいるのですが、実際の活用は家庭という部分が現実であって、こういった部分は、様々な状況の家庭がある中で、みんなが参加できるようなネットをきちんとかけていくことは、コロナ禍であればなおさら現場の課題であるのかなと受け止めております。

いずれにしても、手をこまねいているわけではなくて、様々な対応は進んでいるのですが、まだまだ課題があるかと思っています。

○加藤委員長 ほかの委員でご意見がある方、よろしくお願いします。

H委員の発言に対して、事務局から何か回答はございますでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 義務教育について、学校教育がどう捉えるかというところは一つあるかと思うのですが、子どもの貧困対策計画では、学びに支障が出た場合に、それをどうやってフォローしていくのか、健やかな成長につなげていくのかという取組を体系化するというもので、教育の体系自体を否定するものではなくて、そうなったときにどういう手だてがあるのか、必要なかを議論して盛り込んでいくことになるかと考えております。

○加藤委員長 H委員、いかがでしょうか。

○H委員 手だてがどんどん議論される様子が見て取れるとうれしいなと思いました。もし何か進展がありましたら、ぜひお知らせいただければと思います。

○加藤委員長 まだ時間があるかと思いますが、ご自由にどうぞ。

高校生の皆さん、何かご意見ございませんか。あるいは、分からない点などございましたら、ご質問いただければと思います。

D委員、いろいろご意見があるのではないかと拝察いたしますけれども、いかがですか。

○D委員 今回は調査結果に対してということですから、高校生の皆さん方も大変ではないかという気もしております。

また、資料3では、支援者のヒアリング調査もやっているのですが、課題ばかり

出てきて、もう少し何かを見出していく可能性をヒアリングの中で聞き取っていくことができなかつたのか、その辺を聞き取ったのかどうなのかも聞きたいところではあるのです。課題ばかり出ると課題に押し潰されてしまう部分があるわけで、そのヒアリングの調査の中で、切り札として何か可能性を見出せるものがもしあるのであれば、そういうものをヒアリングで抽出していくことも必要なとは個人的には思いました。

○加藤委員長 ほかに、どうぞ。

憲法の人権の専門家のC委員、何か人権の観点からございませんか。

○C委員 意見というよりは質問でございますが、概要版の5ページの第4章の施策の展開の基本施策1、施策1-1の主な事業・取組の最初のところに、「困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化」が新規で出されているわけですが、こちらは、これまでもこうした体制を取るべくご努力されてきたと思うのですが、強化の具体的な内容がどのようなものとして考えられているのかということと、それは、今般、さらに強化ということが考えられているかと思うのですが、今回のヒアリングの結果を踏まえて、どのような方向での強化を具体的にお考えなのか、事務局のお考えを伺わせていただければと思います。

○加藤委員長 今のC委員のご質問に対して、事務局から何かレスポンスはございますでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 今、ご指摘いただいた部分については、先ほどの説明では子どもコーディネーターを配置しているという一言で終わってしまったのですが、平成30年から開始しております事業でございます。子どもに関する専門知識を有する心理士の方が子どもコーディネーターとして子どもの居場所に出向く、具体的には児童会館等にアウトリーチしまして、自ら相談窓口につながる事がなかなか難しいケースについて、例えば、児童会館の職員などの周辺の方が気づいた、それをきっかけにして支援につなげていくという試みを実施しております。

最初はモデル事業ということで1名でやっていたのですが、現在は7名で市内全域をカバーするように令和3年度から実施しています。

困難を抱えていることについて、なかなか自覚がないという場合、あるいは、行政の支援に対してつながりにくいといいますか、敬遠してしまうような世帯もあろうかと思いますが、そういったところにアプローチをしていくことが必要だと思ってやっております。今後も、そういったなかなかつながりづらい世帯にどういったアプローチをしていったらいいのか、どういった支援、例えば、寄り添い型の支援というお話も支援者ヒアリングの中で伺っていますので、そうしたヒントを参考に、さらにどういった支援ができるのかを今後も追求していく必要があるかなと考えているところです。

○加藤委員長 C委員、いかがですか。

○C委員 どうもありがとうございました。

○加藤委員長 もう少し時間がございますが、ほかにございませんか。

L委員、お願いします。

○L委員 質問や意見というレベルではなくて、所感ですけれども、これぐらいでもいいのではないかという発言をさせていただきたいと思います。

市民アンケート中間報告概要の一番最後のページを見ると、この三つの指標のうち一番上に相談する方法を知らなかった世帯の割合があります。平成28年に取った数字があるので、推移を見るためにどうしても同じ質問になっているのだと思うのですが、今の時代、スマホ一つあれば、こういうところに相談窓口があるのだなということ調べることは簡単だと思うのです。まさに、今、事務局が言っていた、知っているけれども、そこに相談したいと思えるかどうかということがすごく大事だと思っています。

今後、これを質問事項に増やせという意味で言っているわけではなくて、その部分については、恐らく支援者ヒアリングの意見をまとめたものを使いながら話し合っていくことになるのかなと思うのです。私も現場で支援をする立場で、もっとアウトリーチを増やしたほうが良いなと思ったり、アウトリーチした後だとオンラインでの相談も使えるなど、いろいろ話したいことがあるので、今後の議論のときに取っておきたいと思っております。

こんなことを思いましたという話でした。

○加藤委員長 それに関連するかどうか分からないのですが、市民アンケート中間報告概要で、「利用のしかたがわからなかった」というものもありますけれども、貧困層では、「利用するのに抵抗感があった」という人が多いので、こういう現状も把握しておく必要があるかなと思いました。

黄色で網かけになっている部分は、数字が大きいというだけですか。特に強調しているのか、あるいは、数字が大きいものだけがマークされているのでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 今、おっしゃられたのは10ページでしょうか。

○加藤委員長 そうです。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 黄色の網かけになっているものは、ひとり親や低所得層で数値がほかのカテゴリーに比べて高くなっているところを際立たせる意味で色を変えております。

○加藤委員長 分かりました。

もう少し時間がございますので、どうぞ。

A委員、どうぞ。

○A委員 質問ですけれども、資料を読んでいる中で、子ども食堂が不足しているという記述が多く見られるのですが、具体的な数について、どの程度不足しているのかを教えてくださいたいと思います。

それから、市民アンケートで、「制度やサービスについてまったく知らなかった」「利用のしかたがわからなかった」というものがあるのですけれども、それに対して、知らせるためにやっていることであったり、市のほうでどのようなサポートをしているのかを教

えていただきたいです。

○加藤委員長 事務局から、今のご質問に対してお願いします。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 子ども食堂ということでお答えさせていただきますと、私どもは札幌市内で約80か所というふうには押さえています。

ただ、子ども食堂自体は届出制ではないので、今、私たちが把握している数字の中には、コロナ禍でなかなか活動ができない、やはり感染拡大すると活動を控えてしまうということで、現状、活動している団体の正確な把握は難しいのですが、一旦の押さえとしては80か所となります。

これは札幌市全体での数になりますので、やはり身近に子ども食堂がない地域も当然あります。どれだけ不足しているのかというのは難しいのですが、札幌市としても、このぐらいの数まで増やしていきたいという明確な目標はなくて、子ども食堂は地域のボランティアの方がお子さんのために自主的に始めた取組ですので、考え方も様々ですし、個々の活動を尊重していくことが大事かなと考えています。

札幌市の支援としては、こういうところに子ども食堂があるのだよというのを知っていただきたいということもありまして、了解をいただいた子ども食堂につきましては、札幌市のホームページで、連絡先や場所といった情報提供をしたり、子ども食堂を立ち上げたい方向けのパンフレットをつくっております。

○加藤委員長 A委員、今の事務局のご回答はいかがでしょう。

○A委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょう。

I委員、お願いします。

○I委員 今の広報に関連してですが、子ども食堂もそうですが、子育てで困ったときに相談できる場所の広報や、学校で勉強していてついていけなくなったときにどうするか、どういうサポートを得られるのかという点について、親への広報も大事だと思いますが、子ども自身に対する広報も、やはり意味のあることではないかなと思うのです。

例えば、相談できる場所として、子どもアシストセンターのキャラクターがついているちっちゃいカードを配っていると思うのですが、配りっ放しではなくて、それが何なのか、電話をするとどういう悩みを聞いてもらえるのか、具体的に自分の秘密を守ってくれるのか、文書ではなくて、生活科でも道徳でも何の科目の授業でもいいのですが、学校の担任の先生から授業の中で社会の知恵みたいな感じで、行政はこういうふうに使えるのだ、使っているのだということを、教育の中で子どもに広報することは考えられないでしょうかという意見です。

○加藤委員長 事務局、あるいは、教育関係の委員の方で、今のI委員のご発言について何かございますでしょうか。

小澤副委員長、お願いします。

○小澤副委員長 一応、学校としては、子どもが困ったときにSOSを出す場所というのを説明しながら、いろいろなカードやプリントを子どもに配っているつもりです。

さらに、この子は本当に緊急事態が起きたら命に関わるというようなケースの場合は、本当にその子に対して個別に丁寧に、こういうところもあるからということをやっているつもりです。

ただ、中学校の実態としては、今、委員が言ったとおり、学校全体の授業として教育課程の中に入っていないというのが事実でございます。

○加藤委員長 今のI委員の発言に対して何かございませんか。

F委員、お願いします。

○F委員 小澤副委員長の説明と同様に、小学校も、ある程度、啓発等々をしながら配付するのが基本だと思います。

教育課程の中で、そこをストライクゾーンに構えた授業という位置づけはなかなか難しいところもあるかと思うのですが、困ったときにどのような社会のサポートの仕組みがあるのかということは、授業の中であるのか、学活と言われるような時間帯であるのか、いろいろな形で子どもたちに知らしめていくことは必要であるなど思いました。

それから、先ほど私がお話しした学習等についても、子どもが学校の学習や生活で困らないように、できるだけ学校の中でしていくというのが基本だという発言をしました。一方で、今の頼る先の啓発広報についても、やはり学習についてもそうですけれども、家庭との連携は欠かせないし、家庭の教育力やサポートというのがどうしても必要であるのは、それは、それで、間違いありません。

ただ、そうしたときに、丸投げしてしまっただけでは、そこが十分に機能できない状況にある家庭について、どのような対応をしていくのかということで、子どもに知らせればとか、学習は学校でやっていけばというふうに全てそこで収めることではなくて、やはり困っている状況や困難な状況にある家庭等について、どのような手だてをしていくのかということで連携していくということで、言葉が足りなかったとしたら申し添えたほうがいいかなと思って、蛇足ですが、申し上げます。

○加藤委員長 全体を通していかがでしょうか。

E委員、お願いします。

○E委員 私は、今、学校に通っているのですが、経済的にも結構苦しい子が周りにも1人います。

高校生になってくると、みんなスマホを持っているので、チャイルドラインのような、ここに相談してねみたいなカードが配られます。ああいうものが来たら、スマホを持っている子だと、簡単に相談したり、気軽にそこにかけてSOSを出すことができると思うのですが、本当に経済的に苦しい子はスマホも持っていないので、どんなふうにSOSを出したらいいかの手段を調べられなかったり、チャイルドラインのカードがあっても相談することができないのです。

私の周りにもそういう子がいるので、もっと気軽に簡単に誰でも相談できるようなものができたらいいなと思います。

○加藤委員長 貴重な意見をありがとうございます。

今の点について、何かご意見はございませんか。

B委員、よろしく願いいたします。

○B委員 今回の意見の中で、私たちPTAもアンケートをホームページに載せたりなど、今の環境ですからウェブ上でいろいろなことをやろうと思っていて、携帯電話を持っている、ウェブで当たり前のように調べられるでしょうという感じで皆さんに発信していますが、やはり保護者の中でも、持っていなかったり、調べられないという環境の方も実際に多くいます。ですから、私たちも取り残されないように、ウェブではない違う方法で、皆さんに何か意見をもらったり発信できる方法を考えているのです。

子どもたちもそうですけれども、やはり持っていることを当たり前のように考えるのではなくて、持っていない人のことも考えた上で発信することもすごく大事ではないかと思いました。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

K委員、どうぞ。

○K委員 今回のE委員の意見は、本当に胸が痛いなと思いながら聞いていました。

施設に入ってくるほとんどの子がそういう状況の中で入ってきます。

ただ、今、札幌市は、子どもの権利というものを教育の中にとり取り入れているため、子どもたちが自分で学校などにSOSを発するようになってきているので、ぜひ先生に相談してみるといいのかなと思います。学校の現場も、そういうことがあると、児童相談所などの相談機関に通報をするという方法を知らしめているはずですので、ぜひそういうところに相談してもらいたいなと思います。

それから、相談機関が分からないという家庭についてですが、やはり柏葉荘にも子どもを入れてほしいということでぼんと電話が来ることがあるのです。柏葉荘は、必ず児童相談所を通さなければ、子どもたちを預かることができない施設です。そこで連絡を絶つてしまうと、その子どもたちの命が危ないということにつながるかもしれないので、何とかつなぎ止めようと、今、札幌市内児童養護施設、各施設とも児童家庭支援センターという児相のような機能を持ったセンターを用意しています。それが整うことで、施設にぼんと電話が来ても子どもたちが救えるような仕組みを用意しているところです。

このアンケートを見ても、子どもたちは、本当にいろいろなところで大変な思いをしているのだなということを感じました。施設が増えているという表現をされた方がいるかと思うのですが、実は施設が増えているわけではなくて、小規模化、小さな単位の施設が増えているだけですから、実際のところ、子どもを収容する能力は落ちていると思っています。

子どもの収容ができないと、その子どもたちはどうなるかという、やはり貧困の連鎖

の中にいることになってしまうのです。実は、柏葉荘は110人という定員のキャパを持っているのです。施設自体は100人収容できますが、この小規模化をすることで、持っているキャパのうち、72人しか収容できないという定員になってしまうのです。

では、定員を増やせばいいかというと、措置費の中で地域小規模児童養護施設をどんどん増やしていくというのはなかなか難しいことなのです。そういうところで、実は、私もこういう仕事をしながら子どもたちを何とか救おうと思っているのですが、定員を増やせない。増やしていると、今いる子どもたちの行き場がなくなってしまうため、ジレンマになっているところではあります。

さっき、保育士の人件費の問題ということもありましたが、なかなか大変です。人件費を確保する、それから、保育士の給料を上げなさいというふうに、今、大臣から言われましたので、それを上げて人員を確保することが非常に大変な時代になっています。コロナ禍の中、実習生も受け入れられません。柏葉荘でも、申し訳ないのですが、何度も実習生を中止にしていまいました。

そういうところを考えると、子どもたちの貧困をどう救っていくかというのは本当に難しい問題だなと考えています。ただ、E委員やA委員のように、若い人たちがどんどん貧困のことを考えて、小さな子どもたち、それから、同学年の人たちを何とかしようという思いがあるのは本当にうれしいことだなと思っているところです。

○加藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

そろそろいい時間かと思いますが、何かご発言があれば、あと、お一人ぐらいお願いします。

J委員、お願いします。

○J委員 今日の報告の支援者ヒアリング意見まとめの4ページ、5ページの支援対象となる家庭の子どもの状況や課題についてをじっくり見て、何か貧困という経済的な問題だけではないなというのを改めて非常に感じました。

その中でも、私は、最後のほうに「貧困の連鎖を断ち切ったモデルケースを知る機会がなく、将来にチャレンジしてみたいという気持ちになれない」とあって、本当に胸が痛いというか、こうした将来に希望を持つというのは教育の役割なのだなと思うのですが、このコロナ禍もありますし、なかなかそこうまくいっていない状況がとても歯がゆいです。

でも、実際の経済的な状況を救うとか、相談業務というのも連携が大事ですけれども、やはり教育の役割も改めて認識して関わっていきたいと思ったところです。

○加藤委員長 いかがでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○加藤委員長 それでは、本日の議事は、これで終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○加藤委員長 本当に活発なご議論、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。
個人的にも大変勉強になりました。
それでは、事務局にお渡ししたいと思います。よろしくお願いします。

3. 閉 会

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 委員の皆様、どうもありがとうございました。
それでは、本日の子どもの権利委員会は、以上をもって終了となります。
次回の委員会は、子どもの権利条例に基づく令和3年度を取組状況報告を議題として、
5月頃に開催を予定しております。
改めて日程のご都合などを確認させていただきまして、ご案内を差し上げますので、そ
の際には、ご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。
本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。

以 上